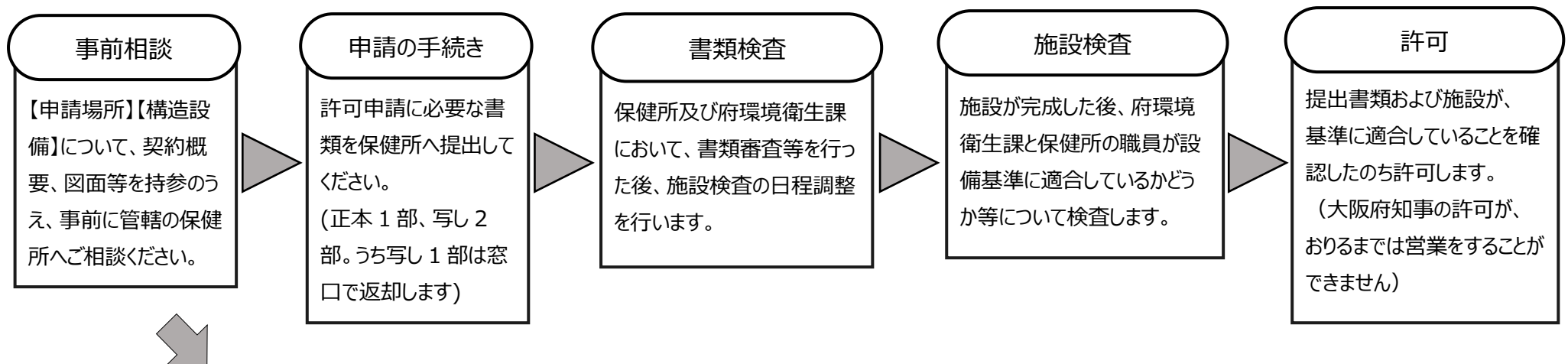


旅館業営業許可申請の提出から営業開始までの流れ

- 申請後、府環境衛生課による許可にかかる立入検査を受け、知事の許可書の交付を受けた後から、営業を開始することができます。
 - 許可書の交付までには、関係機関への意見聴取が必要な場合がある他、書類審査や立入検査、保健所⇄府環境衛生課間の経由事務等、一定期間が必要です。営業開始までに余裕をもって申請をお願いします。
 - 事業概要や施設図面、契約概要等を持参し、施設基準に合致するか否か等について、事前に保健所へ相談されることをお勧めします。（事前相談は随時受付けています。不明な点は最寄りの保健所へお問い合わせください。）
- ※**営業者の地位の承継**（既存の営業者から営業を譲り受けたものであって構造設備に変更がないもの、相続によるもの、法人の合併又は分割によるもの）による申請を考えている方は、事前にご相談ください。



他法令関係機関との調整をお願いします。

- ① 消防法
- ② 建築基準法
- ③ 都市計画法
- ④ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ⑤ その他（風営法、ラブホテル条例等）

※問い合わせは、担当部局へ

(消防署、市役所、大阪府都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課 確認・検査 G、建築環境課 住環境推進 G、警察署等)